

秋田県条例第六十二号

秋田県環境保全センター条例の一部を改正する条例

秋田県環境保全センター条例(昭和五十一年秋田県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

別表(第四条関係)

区 分	使 用 料 額
一 燃え殻、無機性の汚泥、鉱さい及びダスト類	百キログラムにつき 八三〇円
二 有機性の汚泥(含水率が八十パーセント以下のものに限る。)	百キログラムにつき 九八〇円
三 有機性の汚泥(含水率が八十パーセントを超えるものに限る。)	百キログラムにつき 一、五〇〇円
四 廃プラスチック類及びゴムくず	百キログラムにつき 二、九〇〇円
五 廃発泡スチロール	五十キログラムにつき 三、二〇〇円
六 紙くず及び繊維くず	百キログラムにつき 一、七〇〇円
七 木くず	百キログラムにつき 一、九七〇円
八 金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず	百キログラムにつき 七一〇円
九 コンクリートくず及びびがれき類	百キログラムにつき 六九〇円
十 廃石膏ボード	百キログラムにつき 八二〇円
十一 廃石綿等(特別管理産業廃棄物に限る。以下同じ。)	五十キログラムにつき 三六〇円

別表の備考二中「発泡スチロールの重量が」を「廃発泡スチロール、廃石綿等、廃石綿又は石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物(以下備考三において「廃発泡スチロール等」という。)の重量が」に、「発泡スチロール」を「、廃発泡スチロール等」に改め、同表の備考二を同表の備考

三とし、同表の備考三の次に次のように加える。

四 センターを使用する者に係る産業廃棄物がこの表の二以上の区分に属する産業廃棄物である場合の同表の規定の適用については、その者に係る産業廃棄物のうち使用料の額が最高額の区分以外の区分に属する産業廃棄物を当該二以上の区分のうち使用料の額が最高額の区分に属する産業廃棄物とみなす。

別表の備考一中「発泡スチロールを除く。」の重量が「を」を「発泡スチロール、廃石綿等、廃石綿及び石綿が含まれ、又は付着しているものを除く。以下備考二において同じ。」の重量が「に」、「(発泡スチロールを除く。）」の重量に」を「の重量に」に改め、同表の備考一を同表の備考二とし、同表の備考に一として次のように加える。

一 産業廃棄物(発泡スチロール及び廃石綿等を除く。）」が廃石綿又は石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物である場合の使用料の額は、この表の規定にかかわらず、五十キログラムにつき同表に定める額に二分の一を乗じて得た額(その額に十円未満の端数がある場合は、当該端数を切り上げた額)とする。

附 則

1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前にした秋田県環境保全センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

秋田県工業化等促進条例及び工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第六十三号

秋田県工業化等促進条例及び工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

(秋田県工業化等促進条例の一部改正)

第一条 秋田県工業化等促進条例(昭和三十七年秋田県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とする。

第四条第一項中「次の各号に掲げる地区に工場」を「工業等導入地区(農村地域工業等導入促進法第十条の地区等を定める省令(昭和六十三年自治省令第二十六号)第一条第一項の規定により指定された地区をいう。次項において同じ。）」において工業等生産設備(同令第二条に規定する工業等に用い供する設備をいう。）」に改め、「当該工業生産設備(工業等導入地区にあつては、「及び」。以下同じ。))(ガスの製造又は発電に係る施設を

含む。以下同じ。)を削り、「当該各号に定める」を「事業税、不動産取得税及び固定資産税に係る」に改め、同項ただし書及び各号を削り、同条第二項中「前項第一号の場合において」、「及び開発地区」及び「重複するとき又はこれらの地区が過疎地域」を削り、「をいう。」若しくは半島振興対策実施地域(「を」又は「は」に、「をいう。）」と「を」とに改め、同条を第三条とする。

第五条を削り、第六条を第四条とし、第七条を第五条とする。

(工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

第二条 工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。

題名中「工業等導入地区等」を「工業等導入地区」に改める。

第一条中「第四条」を「第三条」に改める。

第二条第一項中「この条」の下に「及び次条第四項」を加え、同条第三項中「。以下同じ」を削る。

第三条及び第四条を削る。

第五条第一項及び第二項中「第二条第一項又は第三条第一項」を「前条第一項」に改め、同条第三項中「第二条第二項又は第三条第二項」を「前条第二項」に、「これら」を「同項」に改め、同条第四項中「第二条第二項又は第三条第二項」を「前条第二項」に、「工業生産設備」を「工業等生産設備」に、「あつて」を「あつて」に改め、同条第五項中「第二条第三項、第三条第三項又は第四条」を「前条第三項」に、「これら」を「同項」に改め、同条第六項中「第二条第三項、第三条第三項又は第四条」を「前条第三項」に改め、同条を第三条とする。

第六条第一項中「限つて」を「限つて」に改め、「又は第三条第二項」を削り、「なつた」を「なつた」に、「これら」を「同項」に、「よつて」を「よつて」に改め、同条を第四条とし、第七条を第五条とする。

附則第三項中「又は第三条第一項」を削り、「第二条第一項第一号及び第三条第一項第一号」を「同項第一号」に、「これらの規定」を「同号」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第二条の規定による改正前の工業等導入地区等における県税の課税免除に関する条例第五条の規定は、同条例第三条の規定による事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除に係る申告については、なおその効力を有する。

秋田県産業振興プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

秋田県条例第六十四号

秋田県産業振興プラザ条例の一部を改正する条例

秋田県産業振興プラザ条例(平成十一年秋田県条例第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「創業支援室(以下「創業支援室」という。)」を「施設のうち、次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 創業支援室

二 創業準備支援室

第二条第三項中「期間は、」の下に「プラザの創業支援室にあっては」を、「以内」の下に「、プラザの創業準備支援室にあっては六月以内」を加える。

第四条第一項中「創業支援室」を「第二条第一項各号に掲げる施設(以下「創業支援室等」という。)」に改める。

第六条、第十条及び第十三条中「創業支援室」を「創業支援室等」に改める。

別表中「(一室一月につき)」を削り、

一室一月につき	二一、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
一室一月につき	五〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円

に改め、同表に次のように加える。

創業準備支援室	一区画一月につき	六、〇〇〇円
---------	----------	--------

附 則

1 この条例は、平成十八年九月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の秋田県産業振興プラザ条例第十一条の規定による利用料金の承認に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第六十五号

秋田県工業用水道条例の一部を改正する条例

秋田県工業用水道条例(昭和四十一年秋田県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「新たに」を削り、「供給」の下に「又は基本使用水量の変更」を、「決定し、」の下に「その旨を当該者に」を加える。

第五条の見出しを「(給水の制限等)」に改め、同条第三項を削る。

第十四条を第十七条とし、第十三条の次に次の三条を加える。

(指定管理者による管理)

第十四条 工業用水道の管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第十五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 施設及び設備の維持管理に関する業務
- 二 工業用水の供給に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、工業用水道の管理に関し知事が必要と認める業務

2 前条の規定により工業用水道の管理を指定管理者に行わせる場合における第五条、第七条及び第十一条第一項の規定の適用については、第五条並びに第七条第一項及び第二項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、同条第三項中「知事に」とあるのは「指定管理者に」と、第十一条第一項中「知事」とあるのは「知事又は指定管理者」とする。

(管理の基準)

第十六条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第五条第一項及び第八条本文に定めるもののほか、工業用水の水質に関する基準その他の知事が定める管理の基準に従つて工業用水道の管理を行わなければならない。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第四条第二項及び第五条の改正規定は、公布の日から施行する。

秋田県港湾整備事業特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

秋田県条例第六十六号

秋田県港湾整備事業特別会計条例の一部を改正する条例

秋田県港湾整備事業特別会計条例（昭和五十九年秋田県条例第十三号）の一部を次のように改正する。
第一条中「第十二条第七号」を「第三十七条第七号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年六月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第六十七号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和五十八年秋田県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「八〇〇、〇〇〇円」を「七七〇、〇〇〇円」に改める。

第三条第四項中「起算し、」を削り、「まで」の下に「の月数」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、その月数が四十八月を超える場合は、四十八月とする。

附則第二項中「平成十八年六月三十日」を「平成十九年六月三十日」に改める。

附則第三項を削る。

附 則

この条例は、平成十八年七月一日から施行する。ただし、第三条第四項、附則第二項及び附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

秋田県知事 寺 田 典 城

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 所

購読料金

一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubara-satsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄